

2012年9月2日 〔法と教育学会〕第3回学術大会 分科会 発表主旨

法と教育学会のみなさま。國學院大學法科大学院教授で、弁護士をしております今井秀智と申します。また、法教育事業に特化した民間団体の「一般社団法人リーガルパーク」の代表理事を務めております。

本日はこのような貴重な機会を与えて頂きまして誠にありがとうございます。

私の方からは、「**法科大学院生による法教育授業の実践 ―法科大学院の新しい存在意義について―**」と題しまして、発表させていただきます。よろしくお願い致します。

最初に、私の略歴とリーガルパーク設立の経緯などにつきまして簡単に紹介させていただきます。

私は、前職が検察官で、平成9年、弁護士登録致しました。現在、渋谷区恵比寿に事務所を構えております。ロースクール制度が始まった2004年当初から、國學院大學法科大学院において教鞭をとっておりますが、検察官上りの実務家教員ということで、主として刑事訴訟実務の基礎、刑事訴訟を教えております。

さて、私は、かねてより、法を「初等教育」、つまり小学校や中学校、高等学校で教える時代が必ずややってくるであろうとの漠然とした思いがありました。なぜ、法律だけは初等教育で教えないのだろうか？という素朴な疑問です。そこで、弁護士になった当初から、知合いのつてで、まさに押し掛けるようにして学校に行き、授業といたしますか、講演のようなものをさせていただきました。最初は、高校での講演が中心で、どちらかというとな法律や制度教育、あるいは職業紹介のようなものだったと思います。

その後、法科大学院で教鞭を執るようになってからは、に本格的に「法教育」に取り組みをはじめ、小学校や中学校にもその場を広げました。私の生徒のロースクール生に手伝ってもらいながら、学校に出向いて授業をしてまいりました。ただこのときは、まだ、後にお話し致しますような、ロースクール生を法教育の担い手として考えていたのではなく、ロースクール生は、私の行う「法教育」授業を補助してくれる立場でした。

このように思いつきから出張授業に取り組み始めたわけですが、順番は逆になってしまいましたが、東京弁護士会にも法教育委員会があることを知りまして、かなり年配のメンバー

ではありましたが、委員とさせていただき、法廷傍聴やサマースクールでの模擬裁判、出張授業の参観など脇役ながらお手伝いさせていただきました。

そんななかで、より機動性のある、また組織を越えた躍動的活動も同時にできるようにとの思いから、一昨年、2010年11月に、教員出身の若手弁護士らとともに、法教育事業に特化した団体として、一般社団法人「リーガルパーク」を立ち上げました。

活動の概要としては、法教育関連イベントやシンポジウムへの参加、勉強会の開催のほか、小、中学校、高校へのお出張授業、模擬裁判の実施やこれらを行う教育現場のサポートです。

このような活動を始めるに当たり、まず私どもは学校・弁護士会の法教育取り組みの状況や現場教員の認識を調査することから始めました。全国の単位弁護士会、それから東京都内のすべての私立小・中学校と、24区内のすべての公立小・中学校を対象にアンケートを実施しました。集計結果は、リーガルパークのホームページや、私どもの情報誌「虹本」に掲載しておりますので、是非、ご参照頂きたいと思います。

このアンケート結果から、私が最も痛感したのが、法律家と教育現場の真の意味での連携・情報交換の必要性でした。

私自身、法科大学院でも刑事法の教鞭をとっておりますが、それとは別に、小学生や中学生を前にして授業をするのはとても楽しいものです。子どもたちは目をキラキラさせて私の話を聞いてくれます。自分はどんなにか教育現場に「法律家」として貢献しているだろうか、と思っていました。

しかし、それがまったくの自己満足であったと、のちにアンケートで、悟ることになったわけです。私自身に「弁護士が学校で授業をやっている。」という傲慢さがあり、まったく教員の立場で考えたことがありませんでした。学校現場の先生方の法教育授業に関する、教育者としての考え方について聞こうともせず、「法律家」の目線だけで授業をしてきたことに気がきました。つまり、弁護士である自分だけがエンjoyしていたのです。

「法教育は楽しい！」と言ったとき、それが実施する側の”エンjoy”を意味するだけであってはいけません。受ける側の生徒・児童、あるいは教育現場が興味を持ってくれる、楽しい（”インタレスト”）にならねば意味がありません。それがなければ、言葉は若干きついかもしれませんが、法律家が学校現場を荒らすだけです。

私はこのような反省から、教育の現場をしっかりと学ぼうと思いまして、昨年、玉川大学教育学部の通信科に入学し、中学校の社会科の免許を取得するために、現在、教育原学や教師

論、学校制度等を学んでいます。

このなかで分かったことですが、法曹関係者と学校関係者の認識の違いの一番大きな違いが「学習指導要領」に関する捉え方です。学校の先生方は、学習指導要領をまさにバイブルとしております。しかし、私たち法律家は、「学習指導要領はとりあえずこっちにおいていて・・・。」というような発想を持っています。学校現場の先生方には、「学習指導要領をこっちにおいて」などということはありません。ここに大きな認識の違いがあります。

また、学校現場は、「法教育」について、これを通年、あるいは単元のなかで捉えようとしています。単発のイベント的なものとして考えてはおらず、あくまで「教育」の一環として考えています。もっと言えば、一つ一つの授業について、予め明確な授業目標を定め、授業終了後、その目標が達成されたか（つまり、児童・生徒が習得したか）について、厳しく評価・検証しているのです。

このように、私たちは、「法教育」についても、学校教育全体のなかで横断的かつ縦断的に明確な授業目標を設定した上で、学習指導計画を確立していく必要があります。

そして、そのためには、①まずは人材の養成が必要であり、②また、人的物的環境整備のための財政基盤の確立です。

後者の財政基盤の確立の問題も非常に重要ではありますが、今回発表させていただきますのは、①の法教育を担う「人材」をいかに養成していくかという点について、になります。

それでは本題に入らせて頂きます。

■ なぜ、法科大学院生が法教育を担うのか。

現時点でさえ、すでに法教育の担い手不足が生じており、今後、法教育の気運が高まり、普及・発展していくほど人材不足は深刻になります。私は、その人材に法科大学院生あるいはその修了生を充てていくことができるのではないかと考えています。

現在、國學院大學法科大学院では、臨床法学教育（リーガルクリニック）を正規のカリキュラムとして採り入れており、私は、このリーガルクリニックのもう一つの柱として、法科大学院生が法教育授業を担う科目を創設できないか、つまり、正式に単位認定できる課目とすることができないかということを研究しています。

そこで、今年3月に、実験的に渋谷区の公立中学校に協力頂きまして、法科大学院生が法

教育授業を行いました。詳細は、本日、資料としてお配りしました「法学セミナー」の本年7月号に論稿を寄せさせていただきましてのでご覧いただきたく思います。

ここで申し上げたい点は3つです。

1 まず、法科大学院生が法教育の担い手となる社会的意味についてです。

法科大学院生が法教育を担うことが出来れば、上述のような担い手不足を解消できるという、いわば形式的な意義があります。

しかし、それだけではありません。最も重要な意味、積極的な意味としては、法科大学院生は、「法律」と「教育」を実質的に結びつけることのできる存在であるということです。

つまり、法科大学院生は、法曹と教員との中間的・介在的立場にあって、双方のサポートを同時に受けることができます。実際、学校教員の方々は、弁護士ら法律家に対して少ない遠慮があつて、教育指導上のことであっても、なかなか言いたいことを言えない側面があります。しかし、法科大学院生に対しては、いわば「教育実習生」のようなものとして接することができるので、法科大学院生は、教育現場の声を取り入れつつ法教育授業を実施できる格好の存在だと思います。

それが何を意味するかというと、上述のとおり、教員と法律家が表面的には手を取り合い、結び合って連携を採っているように見えても、実際には、それぞれが想起している法教育の意義や内容に齟齬があるのが実情です。法科大学院生は、この齟齬を埋め、「法律」と「教育」の分野を実質的に結ぶことを可能とする最適のツールとなるであろう、ということです。これは日本の法教育の普及発展に大きな契機となると考えています。

なお、法科大学院生は、児童・生徒たちとの年齢差が比較的小さく、兄姉のような立場で接することができるので、受入側の抵抗感も少ないことも指摘できますし、さらに副次的には、児童・生徒に法曹への興味を持たせ、将来の進路選択の1つとしても考えてもらえるという効果も期待できます。

2 次に、法科大学院生に対する教育的意義についてです。

法科大学院生にとっては、法を知らない人に法を教え導くという法律実務家に不可欠な能力の養成と、座学で学んだ法について、その根源的な価値に体系的に向き合う機会が与えられるということです。つまり、本当に分かっていなければ教えられないということの実践

です。児童・生徒の「なんで？」という問いに対し、「そういうもんだ。」とか、「勉強が足りない。」という逃げ口上は通用しない、ここに大きな教育的意義があります。

また、たとえば、配布致しました法学セミナーの論稿にもありますが、学生が設定したテーマは「自力救済の禁止」でした。当初は、単に論点的に自力救済が認められる場合の要件を問う内容でしたが、打ち合わせを重ねるうちに、学生自らが「法秩序」を守ることの意味について真正面から向かい合うことになりました。そして、子供たちにも、法の価値はすべて「個人の尊厳」に辿り着くのだということを教えたいという授業内容に変貌していきました。座学で、論点を勉強するのみでは「木を見て森を見ず」となります。法科大学院生に敢えて森を見させるための契機の1つが、自分たちの後輩に対する法教育授業の実践です。

3 3つめに、法教育授業を「実務基礎科目群」に取り込むことの論理的可能性についてです。

法科大学院の学生が、座学で学んだ法律知識や法的思考を自分たちの後輩である子どもに教え伝えることは、生の事件を通して知識や理論を実践的に使いこなすクリニックと同じ高い教育的効果を持っています。というよりも、ロースクールの学生が教師と協力しながら子どもたちに法を教えるスタイルで展開されてきたアメリカのストリートローは、まさしく臨床法学教育（リーガルクリニック）そのといえます。

この点、法務省の2004年の「法教育研究会報告書」にも、「将来的には、法教育を法科大学院のクリニックの一つとして位置付けることも視野に入れて検討し得るところである。」と記されております。しかし、それに続けて「これは法教育自体が相当に確立することが前提となる。」ともされておまして、先に述べました法教育の意義や内容に関する認識の違い、齟齬を埋めることが必須とされています。

そして、すでに、法科大学院が発足した2004年当時から、大村敦志東京大学教授が顧問をされている東京大学法科大学院の学生有志により「出張教室」が行われており、そのすばらしい成果が報告されているのはご承知のとおりです。

私は、それを参考にし、また踏襲する形で、國學院大學法科大学院において、今年3月、渋谷区立鉢山中学校で試験的に法科大学院生による法教育授業を実施しました。来年3月にも、同様に予定してます。

さらに、東京大学法科大学院はもとより、中央大学法科大学院においても法教育サーク

ルが立ち上がり、活動を開始したとの報告もなされています。

このように、各法科大学院において、「法教育」の機運は非常に高まっており、すでに臨床法学教育科目をもっている法科大学院においては、法科大学院生による法教育授業を取り込むことはそうハードルは高くないと思っています。

(まとめ)

昨今、質の低下や都心部における弁護士飽和状態などが指摘され、様々な観点から法科大学院に厳しい視線が浴びせかけられています。

しかし、法科大学院の存在意義は、単に司法試験受験のための訓練機関に留まるものではありません。広く市民に法的サービスを施していくための人材の養成をも法科大学院には期待されているというべきです。

ですから、私は、将来的には、教育学の専門家、教員らを法科大学院に招き入れるなどの改革を行い、法科大学院に「法教育教職課程」なるものを採り入れていく。そして、法科大学院修了生を広く学校現場に送り込んで、法教育を全国的に普及・発展させていくことによって、新たな日本型の法科大学院としての存在意義を見出していくことができるものと考えております。

ご清聴ありがとうございました。